

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月23日

【会社名】 ミナトエレクトロニクス株式会社

【英訳名】 MINATO ELECTRONICS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山 健彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 門井 豊

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

【電話番号】 045(591)5611(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 門井 豊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	139,968,000円
第1回新株予約権証券	2,113,468円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	62,077,468円

（注）新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,592,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成25年10月23日開催の取締役会決議によります。  
なお利害関係のある当社代表取締役社長の若山健彦氏は本決議には参加しておりません。
- 2 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,592,000株	139,968,000	69,984,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,592,000株	139,968,000	69,984,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の額は、69,984,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
54	27	1,000株	平成25年11月8日(金)	-	平成25年11月8日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとしします。  
 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当では行われなないこととなります。  
 5 本新株式の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ミナトエレクトロニクス株式会社 管理部	神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店	神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目419

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,052個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	2,113,468円
発行価格	新株予約権1個につき2,009円(新株予約権の目的である株式1株当たり2,009円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年11月8日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ミナトエレクトロニクス株式会社 管理部 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地
払込期日	平成25年11月8日(金)
割当日	平成25年11月8日(金)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店

- (注) 1 第1回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成25年10月23日（水）開催の当社取締役会決議によるものであります。なお、利害関係のある当社代表取締役社長の若山健彦氏は本決議には参加しておりません。  
 2 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

- 3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当では行われなことをなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 本新株予約権の発行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>ミナトエレクトロニクス株式会社 普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、単元株式数は1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,052,000株とする(本新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,000株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> <li>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

新株予約権の行使時の払  
 込金額

- 1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、57円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。

2．行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき当社普通株式が発行される場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8 条第8 項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>62,077,468円</p> <p>(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の行使請求時に有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年11月9日から平成28年11月8日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ミナトエレクトロニクス株式会社 管理部 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 武蔵小杉支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,009円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,009円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。



- (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

3 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目の事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (4) 当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）にかかる終値単純平均が、行使価額を上回った場合、その翌日から起算して10取引日以内に本新株予約権の行使請求をすることを本新株予約権者に請求することができる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
202,045,468	10,000,000	192,045,468

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（139,968,000円）及び本新株予約権の払込金額の総額（2,113,468円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（59,964,000円）を合算した金額であります。
- 2 発行に係る諸経費100万円の内訳は、本第三者割当増資に係るフィナンシャルアドバイザー（ファーストメイク・リミテッド株式会社）に支払予定のアドバイザー手数料80万円、弁護士及び新株予約権の評価に係る費用約100万円、登記費用その他約100万円であります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

株式の発行により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

第三者割当による新株式発行による払込金額の総額139百万円から発行諸費用の概算額10百万円を差し引いた、手取概算額129百万円は、下記記載の太陽光発電所の取得費用に充当します。

この太陽光発電所の総事業費（下記表を参照。）は160百万円を見込み、平成26年5月の完成、同年6月の事業開始を予定しております。

今回の株式の発行により調達する資金は、概ね平成25年11月から平成26年5月頃までに太陽光発電所の取得にかかる契約の締結日を起点として、下記のとおり、太陽光発電所の建設の進捗に応じて定められる支払時期に従って随時支出する予定であります。

イ．資金使途	ロ．支出予定時期	ハ．金額（百万円）
--------	----------	-----------

太陽光発電所取得に係る総事業費		合計 160
契約金	平成25年11月	24
機器発注	平成25年12月	32
架台到着	平成26年 3 月	60
発電モジュール到着	平成26年 4 月	40
残金（完成時）	平成26年 5 月	4

太陽光発電取得に係る総事業費と第三者割当による新株式発行による手取概算額との差額については、取引のない新規金融機関からの新規借入れで賄う予定で、現在調整中です。

なお、当社は上記手取概算額を上記用途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理いたします。

当社は平成25年3月期後半から、今回財務アドバイザーとして起用したファーストメイク・リミテッド株式会社（所在地：東京都千代田区、代表取締役：前一明。以下、「ファーストメイク」といいます。）や社内外の人脈を通じて、当社による資金調達と、既存事業の強化や新規事業の創出など収益力向上を同時に実現できる方法を探してまいりました。その結果、10社に近い数の出資者候補と面談を重ねる中で、フィンテックグローバル株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：玉井 信光、証券コード8789、東証マザーズ上場。以下、「FGI」といいます。）の100%子会社であるフィンテックアセットマネジメント株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：三橋 透。以下、「FAM」といいます。）から、太陽光発電事業案件の紹介、当社に対する支援の提案を受けました。

太陽光発電事業は燃料を消費せずに太陽光エネルギーを太陽電池によって発電するため、環境問題解決の一助となると同時に売電事業による安定した収益を、通常20年以上にわたって計上することが可能です。

また、太陽光発電所の取得は、環境エレクトロニクス分野での今後の事業展開を行うために、自社にて売電事業を行い、太陽光発電事業に関する知識・経験を獲得する目的もあります。

（太陽光発電設備の概要）

設備名称	未定
所在地	山口県宇部市東岐波字中元山726-2 他
設備容量	486kW
敷地面積	約0.8ha
年間予想発電量	540,000kWh / 年
使用モジュール枚数	1,904枚（予定）
工事請負会社	j u w i 自然電力株式会社
設備投資額	160百万円

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（略称：NEDO）の日射量データベース<sup>1</sup>（1日に太陽から受け取ることのできるエネルギーの日本国内測定データ集）でも、日射量で最高の地点が14～15MJ/m<sup>2</sup>/日であるのに対して、上記の本案件所在地付近の日射量は13～14 MJ/m<sup>2</sup>/日であり、九州や四国の沿岸部と同等の高い日射量があるため、関東地方（12～13 MJ/m<sup>2</sup>/日）と比べて高い発電量が期待できると考えております。売電単価は1 kWhあたり40円（税抜、以下同じ）での2012年度経済産業省設備認定を得ており、この単価は20年間適用されます。2013年度に認定を得た設備は、売電単価は1 kWhあたり38円で固定され、今後も年度ごとに定められる売電単価は下がる方向が予想される状況です。売電収入は売電単価と日射量をかけ合わせて得られるので高い収益力が得られる条件がそろった高い発電所であると判断しています。太陽光発電設備については、他の類似案件<sup>2</sup>を参考に比較検討しましたが、本案件は、土地利用効率（敷地面積当たりの予想発電量）が高く、初期投資が少ない借地を利用するスキームを採用することで類似案件よりも高い投資効率が見られるものと考えております。また、投資額あたりの発電量は上記類似案件と比較して同等なので、投資額にも一定の合理性があると判断しております。

<sup>1</sup> N E D O の日射量データベース：<http://app7.infoc.nedo.go.jp/colormap/colormap.html>

<sup>2</sup> 平成24年12月20日 株式会社ファーストエスコ 「新規事業 太陽光発電開始のお知らせ」、平成25年7月11日 株式会社ノーリツ 「売電事業に本格参入」、平成25年5月13日 スターホールディングス株式会社 「太陽光発電による売電事業参入に関するお知らせ」

太陽光発電所の設計・施工・運営はF A Mとも人的つながりのある自然電力株式会社（所在地：東京都文京区、代表取締役：磯野謙、川戸健司、長谷川雅也）が担当する予定であります。同社はドイツの老舗メーカーであり世界中に1,500箇所の太陽光発電拠点をもち太陽光発電事業総投資額3,646億円を超える j u w i A G（所在地：ドイツ、CEO：Matthias Willenbacher）との合併会社である j u w i 自然電力株式会社（所在地：東京都文京区、代表取締役、長谷川雅也）を通じて、太陽光発電所の開発・建設・運営・保守・管理のワンストップサービスを提供する実力を有し、国内でもすでに数件の稼働実績を残しています。

新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期

資 金 使 途	支出予定時期	金額（百万円）
既存事業強化費用		<b>合計 62</b>
連携強化のための設備費用（ROM書込みサービス移転のための建屋等改修費）	平成26年1月	10
資本参加のための株式譲受費用	平成26年2～3月	52

既存事業強化のための案件としては、シンクロワーク株式会社(本社：東京都品川区西五反田、社長：大澤清友。以下、「シンクロワーク」といいます。)との提携強化及び資本参加など複数案件を検討してまいりました。同社のICプログラミング事業を当社本社内に移すことで、賃借料低減に加えて営業活動効率化などのシナジーが期待できます。これらの施策により両社の経営の合理化を進めるとともに、同社のその他事業についても既存事業及び環境エレクトロニクス分野でのシナジーが期待できると考えて、両社間で検討を進めています。

当社とシンクロワーク両社は上記のような資本参加の方向性については大筋で同意しておりますが、詳細な条件面での詰め協議が必要で、両社共通の収益環境の変化も見定めながら、なるべく早いタイミングでの合意を目指しているところです。費用はシンクロワークの株式取得や連携強化のための設備費用など、合計で62百万円を予定しています。ただし、現時点で決定したものではないため、決定次第開示いたしますが、今後の検討によっては使途が変更される可能性があります。

当社としては資金調達の確実性という観点からは新株式の発行のみで資金調達することが望ましいと考えていましたが、投資家から当社株式の価格下落リスクを負担することに対する懸念があったため、上記の資金については新株予約権の発行による調達とする一方、当社から新株予約権者に対して新株予約権の行使を請求できる旨の行使請求条項を付すとともに、当社の請求は、新株予約権の発行後当社普通株式の5連続取引日（終値のない日を除く）にかかる終値単純平均が、行使価額（57円）を上回った場合にのみ行うことができることとしました。これにより、投資家の要望を勘案しつつ、当社における資金調達がより確実となるような仕組みとしております。なお、当社は上記の条件が充足された場合、速やかに新株予約権者に対して新株予約権の行使を請求する予定です。

一方、当社株式の価格下落により行使が望めない状態に陥った場合には、当社の取締役会決議により新株予約権を取得し、改めて他の方法による資金調達が可能とするようにするため新株予約権の割当日から12ヶ月を経過した日以降いつでも、当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項が定められています。

なお、当社は新株予約権が行使により調達した金額を、上記用途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理いたします。

なお、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

#### 資金用途の合理性に関する考え方

今回の増資の資金用途である太陽光発電所取得に関しましては、当社の目指す「環境エレクトロニクス」の範疇に合致するものであり、今後の収益のもう一つの柱として育ててまいり所存であります。

また、現在協議中の既存事業強化のための提携強化資金として、新株予約権を発行することに関しましては、希薄化を抑制しながら、案件の協議進捗に合わせて、できる限り機動的に調達することを考えております。これらの事業を早期に立ち上げて、株主価値の向上が期待されます。

当社といたしましては、これらの点から、資金用途に関して合理性はあるものと判断いたしました。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

(株式及び新株予約権の割当予定先)

#### a 割当予定先の概要

名称	フィンテック投資事業有限責任組合第18号	
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
出資額	125,010,000円	
組成目的	株式会社の発行する株式の取得及び保有等	
組成日	平成25年9月27日	
主たる出資者及びその出資比率	出資者	
	F G I戦略投資ファンド	48.8%
	フィンテックアセットマネジメント株式会社	0.8%
業務執行組員等に関する事項	名称	ファーストメイク・リミテッド株式会社
	所在地	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号
	代表者の役職・氏名	代表取締役前一明
	資本金の額	10,000,000円
	事業内容	投資顧問業、金融商品仲介業
	主たる出資者及びその出資比率	ファーストメイク・リミテッド株式会社85% 前一明15%

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引先等の関係	該当事項はありません。

#### c 割当予定先の選定理由

##### 募集の目的及び理由

(1)現在のマーケット環境と当社の経営方針について

当社は、各種テストシステム、画質検査装置、デバイスプログラマ製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等（デバイス関連）や、タッチパネル製品の製造販売及び新技術・新製品の開発、検査、品質管理等（タッチパネル関連）を主たる事業としております。

平成25年3月期の業績は売上高1,316百万円（前事業年度比6.7%減）、営業利益0百万円（前事業年度営業損失117百万円）、経常損失15百万円（前事業年度経常損失133百万円）、当期純損失267百万円（前事業年度当期純損失134百万円）となっております。

また、当社は、平成25年2月13日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」において開示いたしましたとおり、当社株主である株式会社カルチャー（本社：東京都中央区、代表取締役：柴垣敏久）から平成25年2月8日付で社長解任等を目的とした株主総会の招集請求を受けたものの、平成25年4月8日付けで同社から当該請求につき取下書が提出され、臨時株主総会は開催しておりません。

しかしながら、この請求の影響で、金融機関からの新規借入の交渉に支障が生じて借入金の増額ができなくなり、当時の原材料仕入資金及び人件費等の運転資金が不足する可能性が顕在化したため、平成25年3月15日付けでの第三者割当増資の実行を余儀なくされ、現時点でも、既存金融機関からの借入の増額は困難な状況が続いております。

平成26年3月期に入って以降も、国内電子機器メーカーを主要顧客とした、当社によるデバイスプログラマ製品の販売は依然低迷を脱しきれず、第2四半期累計期間での赤字を覆すことはできない状況であります。同期間の後半で新規顧客を獲得するなど明るさは見えており、通期での黒字化に全社一丸となって取り組んでいるところであります。

## (2)新規事業参入と本件第三者割当の検討経緯について

当社は前述にあるように、平成25年3月期後半から、今回財務アドバイザーとして起用したファーストメイクや社内外の人脈を通じて、当社による資金調達と、既存事業の強化や新規事業の創出など収益力向上を同時に実現できる方法を探してまいりました。そのなかで、F G Iの100%子会社であるF A Mから、太陽光発電事業案件の紹介、当社に対する支援の提案を受けました。太陽光発電事業は燃料を消費せずに太陽光エネルギーを太陽電池によって発電するため、環境問題解決の一助となると同時に、売電事業による安定した収益を通常20年以上にわたって計上することが可能です。前述の通り、当社は2期連続純損失を計上していることから、金額の多寡にかかわらず、安定的に収益を生むことができる事業を1日も早く立ち上げることが重要な経営課題となっています。また、当社は経営方針として「環境エレクトロニクス（L E D、太陽光発電、電気自動車等の関連事業）」の追求を挙げており、太陽光発電関連事業は経営方針にも合致する事業であります。

したがって、太陽光発電事業は、当社にとって、安定収益が確保できる魅力的な新規事業であり、安定収益確保のため、1日も早い事業化を進めることが必要と判断しました。

なお、具体的な太陽光発電事業の内容は、「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 株式発行により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期」に記載します。

一方、既存事業強化策としては、当社の持つデバイスプログラマおよびタッチパネルの二つの事業分野で協業や買収など広い可能性を念頭に相手先を模索してまいりました。その中で、当社のデバイスプログラマ製品の顧客でもあるシンクロワークとは平成25年2月28日に業務提携の基本合意書を締結し、すでに当社の東京オフィスを同社本社の中に設けるなど、両社の営業拠点の共有化を進め、賃借料の低減などの効果を出しております。同社を含め、当社の事業分野に近い企業との協業や買収により収益力を向上させることにも注力しております。

現在、シンクロワークとの、資本参加を含む業務提携の強化を検討しており、資金が必要となることから、今回の資金調達の目的とすることにいたしました。詳細は「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 新株予約権により調達する資金の具体的な使途と支出予定時期」に記載いたします。

支援元のF G Iグループは、投資銀行業務と企業投資を事業の軸として、全産業分野の企業の成長に貢献する「ブティック型投資銀行」であります。クライアント企業の成長・発展を支援するため、創業よりストラクチャードファイナンスに特化した投資銀行業務を提供してきたとのことですが、その事業領域は不動産アセットファイナンスなど特定の金融サービスのみならず、財務助言からエクイティファイナンスアレンジまで一貫した金融サービスを提供しているとのことです。また、同社の100%子会社であるF A Mは、「中堅企業、成長企業への資金調達支援を行う投資銀行業務と、投資組合による企業投資」を主事業としており、グループ全体での投資実績は5年間で25社を数え、投資先の業容拡大のために様々な支援を行っているとのことです。

上記太陽光発電事業の投資魅力及び期待収益性を慎重に検討した結果、太陽光発電事業の参入により当社収益を回復させることが可能と判断したものの、前述の通り、当社は手元資金が少なく新規の銀行借入が行えないことから、直接調達の手法を選択するほかなく、ファーストメイクの増資の提案を採用し、フィンテック投資事業有限責任組合第18号（所在地：東京都港区、無限責任組合員：ファーストメイク・リミテッド株式会社。かかる組合を以下「フィンテック投資組合」といいます。）および当社代表取締役である若山健彦氏から新規事業資金として増資を受け入れ、早期の成長を目指すことが、当社の収益力及び成長性を取り戻す最善の策であるとの結論に至りました。

直接調達の手法のうち、太陽光発電事業の1日も早い事業化を行うには、短期間で資金調達を行う必要があり、事前準備と募集期間に一定の時間を要する公募増資又は株主割当て及び株主総会決議を要する特に有利な発行価額での第三者割当増資を選択することは適切ではないことから、早期の資金調達が可能な小規模かつ有利発行にならない第

三者割当による新株式の発行による調達を行うこととし、同時に新株予約権の発行により既存事業強化のため資金を調達することといたしました。

なお、フィンテック投資組合は、ファーストメイクが無限責任組合を務め、FAM等が有限責任組合員として出資する投資ファンドであります。必要な資金の提供が可能で、同時に新規事業の提案も行い、当社経営陣と「当社企業価値の向上」という同一の方向性を共有できる可能性が高い相手先と認め、選択したものです。

ファーストメイクが財務アドバイザーとして紹介手数料を受け取る一方で出資ファンドの無限責任組合員を務めることに関しては、紹介手数料を受け取ったファーストメイクが紹介したファンドが紹介時の投資方針を貫くことを監視するために無限責任組合員に就任してその役割を果たすものでもあり、ファンドの成績がファーストメイク自身の経営成績や評判に直接又は間接に影響を与えることを勘案して、当社としては、当社の財務アドバイザーが無限責任組合員を務めることに問題はないと判断しております。

### (3)株主総会の要否について判断した内容

今回の株式の発行価額は、「3 発行条件に関する事項 (1) 発行価額の算定根拠」で詳細に述べるとおり、特に有利な発行価額ではないものと認識しており、株主総会の特別決議による承認を要するものとは考えておりません。また、本件第三者割当により株式の希薄化が生じることとなりますが、早期に新規事業に着手することで希薄化を上回る株主価値の向上を達成しうると判断し、取締役会決議で発行することといたしました。

なお、太陽光発電事業は定款に明示的に記載がないものの、「会社の目的である事業を遂行するのに明らかに必要でないとは言えず、『付帯関連する一切の事業』との目的の範囲内の行為に含まれる」との弁護士で監査役の中根敏勝氏からの法的意見を取締役会において慎重に検討し、定款変更を経ずに着手することといたしました。独立役員である美澤臣一及び常勤監査役からも、適法である旨の見解をいただいております。

なお、新規事業が軌道に乗ったタイミングで、新規事業の定款への追加を検討する予定であります。

### 割当予定先を選定した理由

前述いたしました通り、フィンテック投資組合の有限責任組合員の一人でもあるFAMは、当社との間で新たに新規事業となる太陽光発電事業の立ち上げ、その発展的な拡大、及び安定的に収益を計上できる事業としての育成のために必要な支援(太陽光発電事業案件の紹介、環境エレクトロニクス事業の営業拠点の設置及びオフィススペースの提供、同拠点における同事業推進のための人員の提供等)をすることを主要な内容とする業務委託契約書の締結を予定していること等から新規事業に関する有益なアドバイスを受けられると判断される投資家であります。当社といたしましても、同社が、当社の事業に関する理解度が高いことや、環境関連事業に関するアドバイス等が期待できること、他に打診した複数の投資家も現段階では前向きに検討するには至っていないこと等から、総合的に勘案し、フィンテック投資組合を割当予定先として選定いたしました。

### d 割り当てようとする株式の数

フィンテック投資事業有限責任組合第18号

当社普通株式

2,222,000株

当社新株予約権

同社に割り当てる新株予約権の目的である株式の総数は1,052,000株であります。

### e 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、基本的に純投資とのことですが、本件払込期日から6ヶ月間は本件株式全部を継続して保有する内容の投資契約を締結しております。その後は株価次第では売却する可能性があるとのことです。当社といたしましても、割当予定先が、本件増資により発行した当社株式を売却する場合、最近の当社株

式の売買高は直近1～6ヶ月の1日あたり平均売買高が96～204千株であり、今回の割当予定株式数2,222千株(新株予約権をすべて行使したとすると3,274千株)を全て売却するには、相当の期間の間、株価への相当の影響が生じるものと思料しております。

なお、当社と当該割当予定先との間において本件増資による割当新株式について、本新株式発行日であります平成25年11月8日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

今回の割当予定先であるフィンテック投資組合については、無限責任組合員であるファーストメイクよりフィンテック投資組合の預金通帳の写しを受領し、払込及び行使に要する十分な財産を有することを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるフィンテック投資組合からは、既に当社が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係の有していない旨の確認書を受領しています。フィンテック投資組合の出資者が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否かについては、無限責任組合員であるファーストメイクが第三者調査機関である株式会社TMR（所在地：東京都千代田区、代表取締役：高橋新治）をして、暴力団等とは一切関係がないことを調査にて確認しており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。無限責任組合員であるファーストメイクについては、金融商品取引業者として投資助言・代理業及び金融商品仲介業の登録を受けているほか、日本投資顧問業協会の会員として継続していること、また、当社が独自に行った情報検索による調査結果により、当社は、同社が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上により、当社は割当予定先であるフィンテック投資組合は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

h その他の事項

当社、FAM及びフィンテック投資組合の間では、第三者割当による株式及び新株予約権の発行後の3社の協力関係に関する契約を締結する予定です。

(株式の割当予定先)

a 割当予定先の概要

氏名	若山健彦
住所	神奈川県鎌倉市
職業の内容	ミナトエレクトロニクス株式会社 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地 代表取締役社長 電気機械器具製造業

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係（割当予定先が保有している当社株式の数）	本人が代表取締役を務める株式会社フリーダム・キャピタルを通じて、当社株式を350,000株所有しております。
人事関係	当社代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。



技術又は取引先等の関係

該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

株式の割当予定先である若山健彦氏は、当社の代表取締役社長を務めており、当社の経営に深く責任を持ち、前述「募集の目的及び理由」で記載の当社を取り巻く環境（日本経済、電機業界、金融など）を深く理解したうえで、当社が安定的かつ確実な成長を遂げる為、今この時期に本件第三者割当を実施すべきとの判断から、割当予定先として資金の拠出の申し出がございました。拠出金額は、個人で負担する金額としては多大であります。前述の目的にも合致しており適切であると判断しております。

d 割り当てようとする株式の数

若山 健彦

当社普通株式

370,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針は長期保有と聴き取っております。

なお、当社と当該割当予定先との間において本件第三者割当による割当新株式について、本新株式発行日であります平成25年11月8日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

今回の割当予定先である若山健彦氏の財産については、本人より残高を証する書面にて、受領し、払込及び行使に要する十分な財産を有することを確認しております。

g 割当予定先の実態

若山健彦氏については当社の代表取締役社長であり、既に当社が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。以上により、当社は割当先である若山健彦氏は特定団体等とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、当社は株式会社大阪証券取引所（現株式会社東京証券取引所）にコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：平成25年7月9日）を提出しており、その中で若山健彦氏は当社代表取締役社長として反社会的勢力を断固として排除し、毅然とした対応をとる方針であることを表明しております。

2 【株券等の譲渡制限】

株式については該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。

3 【発行条件に関する事項】

(1)発行価額の算定根拠

新株式の発行価額

発行価額の算定にあたっては、出来うる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。

上記の基本認識に立てば、今回の新株式の1株当りの発行価額につきましても、直前取引日(平成25年10月22日)の株価を用いるべきところ、直前3期(平成23年3月期、平成24年3月期、平成25年3月期)において、当社業績は減収傾向にあり、直前2期においては赤字を計上していること、出資者による当社への出資検討時期(平成25年9月頃)における当社株価の状況、安定収益の1日も早い創出のために迅速に資金を拠出してもらう必要があったことなどから、平成25年10月23日の決議にあたり割当先とも協議の上、54円といたしました。

当該新株式の発行価額は、その発行に係る取締役会決議の日の直前取引日(平成25年10月22日)の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格(以下「終値」といいます。)である59円に対する乖離率は8.47%のディスカウントであります。また、新株式の発行価額54円と、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均53.8円との乖離率は0.37%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均50.1円との乖離率は7.78%のプレミアム、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均51.8円との乖離率は4.25%のプレミアムであります。

当社といたしましては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等を踏まえた上で、直近における当社株価には特殊な要因の影響はないものと認識し、新株式の発行にかかる取締役会決議の日の直前取引日(平成25年10月22日)の終値が客観的な市場取引により形成された株価であるものと判断しました。

上記発行価額は、日本証券業協会の定める第三者割当増資の取り扱いに関する指針に照らしても、特に有利な価額での発行には当たらないと判断いたしました。

なお、全監査役からは、第三者割当増資の取り扱いに関する指針に照らし、新株式の発行価額は特に有利な発行の発行ではなく、株主総会の特別決議を要しないものである旨の見解をいただいております。

#### 新株予約権の発行価額

今回の新株予約権の発行価額は、新株予約権の行使期間、行使価額等の発行要項及び当社と割当先との間で合意した行使請求条項等を加味し、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買高、当社普通株式の価格変動性(ボラティリティ)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラックショールズモデルを基礎とした株式会社信誠法務会計(所在地:東京都中央区、代表者:阿部慎史。以下、「第三者評価機関」といいます。)による算定結果2,009円(1株当たり2,009円)といたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が一般的なものであることを確認し、合理性があるものと判断しております。

また、全監査役からは、第三者評価機関から新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであること及び新株予約権の発行価額の算定に、当該新株予約権の行使価額等の発行条件が考慮されていることから、第三者評価機関の算定結果が妥当であり、新株予約権の発行価額は、割当先に特に有利ではなく適法である旨の見解をいただいております。

#### (2) 新株予約権の行使価額の算定根拠

今回の新株予約権の1株当りの行使価額につきましては、直前3期において、当社業績は減収傾向にあり、直前2期においては赤字を計上していること、出資者による当社への出資検討時期における当社株価の状況、当社における収益創出のための第三の柱となる事業の育成資金の必要性などについて、平成25年10月23日の決議にあたり割当先とも協議の上、57円といたしました。

なお、当該新株予約権の行使価額は、その発行に係る取締役会決議の日の直前取引日(平成25年10月22日)の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格(以下「終値」といいます。)である59円に対する乖離率は3.39%のディスカウントであります。また、新株予約権の行使価額57円と、当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均

53.8円との乖離率は5.95%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均50.1円との乖離率は13.77%のプレミアム、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均51.8円との乖離率は10.04%のプレミアムであります。

### (3)発行条件の合理性に関する考え方

本件第三者割当により増加する新株式は2,592,000株(当該新株式に係る議決権で2,592個)で、現在の発行済株式数の14.51%(議決権を有しない自己株式及び単元未満株式の合計30,152株に係る議決権数を控除した総議決権に対する議決権割合14.53%)、また、新株予約権の目的である株式の総数1,052,000株を加えると増加する新株式は3,644,000株(議決権ベースで3,644個)となり、現在の発行済株式数の20.40%(議決権を有しない自己株式及び単元未満株式の合計30,152株に係る議決権数を控除した総議決権に対する議決権割合20.43%)にあたります。

当社といたしましては、新株発行による資金調達を行うことで早期に新規事業に着手し、業績の早期回復に繋げるため、当該新規事業にかかる資金の確保と財務基盤の強化により、当社の今後の業績回復及び与信力の向上により、企業価値向上が期待されることから、本件第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
フィンテック投資事業有限責任組合第18号	東京都港区虎ノ門4-1-28			3,274,000	15.24
株式会社翔栄	群馬県伊勢崎市三和町2718-3	2,475,000	13.88	2,475,000	11.52
遠藤 窮	神奈川県横浜市青葉区	1,005,130	5.64	1,005,130	4.68
株式会社カルチャー	東京都中央区日本橋小伝馬町13-5	877,000	4.92	877,000	4.08
小川 敏男	東京都八王子市	800,000	4.49	800,000	3.72
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	510,000	2.86	510,000	2.37
遠藤 直行	東京都世田谷区	506,153	2.84	506,153	2.36
若山 健彦	神奈川県鎌倉市			370,000	1.72
ウインテスト株式会社	神奈川県横浜市西区平沼1丁目2-24	355,000	1.99	355,000	1.65
遠藤 澄江	神奈川県横浜市青葉区	350,000	1.96	350,000	1.63
株式会社フリーダム・キャピタル(注1)	神奈川県鎌倉市七里ガ浜東2丁目32-1	350,000	1.96	350,000	1.63
計	-	7,228,283	40.53	10,872,283	50.62

(注)1 株式会社フリーダム・キャピタルは当社代表取締役社長である若山健彦氏が代表取締役を務める会社であります。

2 平成25年9月30日現在の株主名簿を基に平成25年10月23日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数にかかる議決権数を平成25年9月30日現在の自己株式及び単元未満株式の合計30,152株に係る議決権数を控除した総議決権数17,833個に今回発行される株式及び新株予約権が行使された場合に発行される株式に係る議決権数3,644個を加えた数で除して算出した割合であります。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

- 4 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主（平成25年10月23日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く））の所有議決権数の割合については、平成25年9月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第57期）及びこれに係る訂正報告書並びに四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年10月23日）までの間に生じた追加事項は以下の通りであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年10月23日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 事業等のリスク

##### 株式の希薄化

当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、フィンテック投資事業有限責任組合第18号及び若山健彦氏を割当予定先とする当社普通株式2,592,000株（発行価額総額139,968,000円）及び新株予約権の目的である株式1,052,000株（行使価額総額59,964,000円）の第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」という。）を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資による新規発行株式数は、本有価証券届出書提出日における当社発行済株式数17,863,152株の20.40%に相当するものであり、本第三者割当増資が実行される場合、当社普通株式1株当りの株式価値に希薄化が生じ、既存株主にとって不利益となる場合があります。

##### 大株主の状況及び株主構成について

本第三者割当増資が完了した場合には、フィンテック投資事業有限責任組合第18号が今後新たに当社の大株主となる見込みです。このため、本件割当予定先の議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに重大な影響を与える可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第57期有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年7月5日提出の臨時報告書）

平成25年6月28日開催の当社第57回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月28日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に遠藤 窮、若山健彦、小林 実、島田雄司、吉本明弘、小川敏男の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、吉本明弘、小川敏男の両氏は、社外取締役であります。

##### 第2号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に遠藤直行、美澤臣一、中根敏勝の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、美澤臣一、中根敏勝の両氏は社外監査役であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり補欠監査役に越田嘉範氏が選任されました。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役須永牧夫氏ならびに遠藤直行氏及び退任監査役坂口和男氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに決定いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注) 1	
遠藤 窮	9,167	253	0		可決(97.31%)
若山健彦	9,326	94	0		可決(99.00%)
小林 実	9,300	120	0		可決(98.73%)
島田雄司	9,326	94	0		可決(99.00%)
吉本明弘	9,336	84	0		可決(99.11%)
小川敏男	9,331	89	0		可決(99.06%)
第2号議案				(注) 1	
遠藤直行	9,197	223	0		可決(97.63%)
美澤臣一	9,366	54	0		可決(99.43%)
中根敏勝	9,361	59	0		可決(99.37%)
第3号議案	9,359	61	0	(注) 1	可決(99.35%)
第4号議案	9,124	296	0	(注) 2	可決(96.86%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上

（平成25年7月12日提出の臨時報告書の訂正報告書）

平成25年7月5日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしました。が、一部訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

訂正事項

- (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果の表の「決議の結果（賛成割合）」欄を訂正いたします。

訂正箇所

次のとおり訂正いたします。訂正箇所には\_を付しております。

（訂正前）

- (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注) 1	
遠藤 窮	9,167	253	0		可決(97.31%)
若山健彦	9,326	94	0		可決(99.00%)
小林 実	9,300	120	0		可決(98.73%)
島田雄司	9,326	94	0		可決(99.00%)
吉本明弘	9,336	84	0		可決(99.11%)
小川敏男	9,331	89	0		可決(99.06%)
第2号議案				(注) 1	
遠藤直行	9,197	223	0		可決(97.63%)
美澤臣一	9,366	54	0		可決(99.43%)
中根敏勝	9,361	59	0		可決(99.37%)
第3号議案	9,359	61	0	(注) 1	可決(99.35%)
第4号議案	9,124	296	0	(注) 2	可決(96.86%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

（訂正後）

- (3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注) 1	
遠藤 窮	9,167	253	0		可決(80.38%)
若山健彦	9,326	94	0		可決(81.77%)
小林 実	9,300	120	0		可決(81.55%)
島田雄司	9,326	94	0		可決(81.77%)



吉本明弘	9,336	84	0		可決(81.86%)
小川敏男	9,331	89	0		可決(81.82%)
第2号議案				(注)1	
遠藤直行	9,197	223	0		可決(80.64%)
美澤臣一	9,366	54	0		可決(82.12%)
中根敏勝	9,361	59	0		可決(82.08%)
第3号議案	9,359	61	0	(注)1	可決(82.06%)
第4号議案	9,124	296	0	(注)2	可決(80.00%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(平成25年7月23日提出の臨時報告書)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

株式会社カルチャー

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 1,936個

移動後 1,756個

当該主要株主の議決権に対する割合

異動前 10.86%

移動後 9.85%

(3) 当該異動の年月日

平成25年7月16日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額

1,370,792,000円

本報告書提出日現在の発行済み株式総数

17,863,152株

以上

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第57期)	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	平成25年 6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第57期)	自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	平成25年 7月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第58期第 1 四半期)	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	平成25年 8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月28日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	笹本 憲一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村田 征仁

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ミナトエレクトロニクス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 9日

ミナトエレクトロニクス株式会社  
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹 本 憲 一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 村 田 征 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミナトエレクトロニクス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第58期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ミナトエレクトロニクス株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より技術部門で発生する人件費及び経費について、製造費用と認められるものを除き、販売費及び一般管理費に計上する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。